

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年3月31日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性及び不当性を主張しているものと解される。

担当ケースワーカーによる説明不足と虚偽、また、不当な応対等により。本件敷金返還金5万円については、担当ケースワーカーから「収入になる」ことは、聞いておりましたが、私が、「引っ越しに伴い、お金がかかるので」というと、担当ケースワーカーは「それなら、いいです。」といたしました。私は、それで話は終わったと思ったのですが、新住居への引っ越しが終わり、担当ケースワーカーが訪問に来たときに、もう3ヶ月以上も経っているのに改めてその話をしてきたということ自体がおかしいと思います。

令和3年（反論書には平成3年とあるが、令和3年の誤記と認

める。) 3月16日、新住居へ担当ケースワーカーら2人が来た理由として弁明書には引越の確認だけになってますが、もう一つ理由があります。担当ケースワーカーは、令和3年2、3、4月の家賃免除を見落とし、2月分の家賃の減給の手続きを怠り、その金額5万円を取りに来たのです。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年11月26日	諮問
令和4年1月25日	審議(第63回第4部会)
令和4年2月15日	審議(第64回第4部会)

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準(昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのでき

ない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更について

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務について

法 61 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 収入認定について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8・3・(2)・エ・(イ)によれば、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額 8,000 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 7・問 31 によれば、転居等により、保護継続中の者に対し敷金が返還される場合、返還金は返還月以降の収入として認定すべきものとされている。

る。

ウ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問7-24（答）によれば、敷金返還金の取扱いについて、新住居分の敷金等を一時扶助として認定・支給した後に敷金等が返還された場合は当該返還金を当該月以降の収入として認定するとされ、この場合の収入の種類は、次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)にいう「その他の臨時的収入」として整理するとされている。

(5) 次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和3年3月31日に請求人から収入申告があったことから、同日、本件敷金返還金（50,000円）について、8,000円を超える額である42,000円を請求人の収入として認定し、これにより3月分の保護費を37,870円に変更したことが認められる。

保護の補足性の原則により、就労に伴う収入やそれ以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されること（1・(1)）及び敷金返還金については「その他の臨時的収入」（次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)）として整理され、世帯合算額8,000円（月額）を超える場合、その超える額を返還月以降の収入として認定することとなっていること（1・(4)）から、本件処分は、上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められ、違法又は不当な点があるということとはできない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり担当ケースワーカーから本件敷金

返還金 5 万円が収入になる旨、説明を受けていたが、請求人の事情を鑑み「それなら、いいです。」との発言があったことから本件処分が違法又は不当である旨主張する。

しかし、本件処分が、法令等の規定に則って適正に行われた処分であることは、上記 2 のとおりであって、また、仮に担当ケースワーカーが請求人の事情を鑑みて「それなら、いいです。」と発言していたとしても、そのことにより保護の補足性の原則に基づき保護の基準額から控除すべき収入が認定の対象外となるものは解されない。

また、請求人は、令和 2 年 1 月 4 日に請求人が処分庁に対して本件確認書を提出してから 3 か月以上経過した後に本件処分が行われていることが違法・不当である旨主張していると解されるが、収入申告は、原則として文書により行う必要があるところ、請求人が書面により本件申告を行ったのは令和 3 年 3 月 31 日であるから、かかる主張をもって、本件処分の取消理由になるとは認められない。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、令和 3 年 3 月 16 日、担当ケースワーカーが訪れたのは、同年 2 月分の家賃の減給手続きを怠ったため、その受け取りのためであると主張するようであるが、同月分の住宅扶助の過支給については、既に同月 9 日付の保護変更処分処理済みであるし、また、当該処分は本件処分とは別個の処分であり、本件処分の取消事由となるものではない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美